

豊中市労働組合連合会

執行委員長 齊藤 健文 様

豊中市長 長内 繁樹

2024 年現業・公企統一要求について（回答）

2024 年 10 月 11 日付市労連発第 862 号で申入れのあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 業務の直営について

- （1）労働条件の変更に関しては、事前協議を徹底し、書面による協約を締結すること。事前協議の時期は「計画変更可能な時期」とすること。

〔回答〕

労働条件に関しては従来から労使協議を尊重する立場で、合意した事項については協定書を取り交わしてきたところであり、今後もこの姿勢を堅持していきたい。

また、事前協議及び協定書の遵守についても真摯に対応してきたところであり、こうした従前の姿勢を堅持していきたい。

- （2）各職場及び事業について現行直営体制を堅持すること。

〔回答〕

現在の直営業務を一方的に民営化する考えはないが、行財政改革にかかる新たな課題については、事前に協議を重ね真摯に対応していきたい。

- （3）公企職場の「公有公営」を堅持すること。

〔回答〕

公企職場を一方的に民間譲渡や外部活力の導入を図る考えはないが、新たな課題については、事前に協議を重ね真摯に対応していきたい。

2. 人員確保等について

- （1）安全かつ良質な公共サービスを確実に提供するという「公共サービス基本法」の基本理念を踏まえ、自治体責任による質の高い公共サービスを実施するため、業務量に応じた人員を確保すること。
- （2）職場に必要な人員を常勤職員で配置すること。
- （3）技能職制度の策定議論経過を尊重し、安定的、継続的な市民サービスの提供と、技能知識経験を継承するため、毎年、技能職の採用試験を実施すること。
- （4）労使協議を尊重し欠員を生じさせないこと。また、今年度の欠員及び年度途中で欠員

が生じた場合については速やかに常勤職員で補充すること。

- (5) 任用替えに関しては、一方的実施をしないこと。
- (6) 技能職の人事異動については、技能職制度の策定議論経過を尊重すること。
- (7) 定年引き上げについて、加齢に伴う身体機能の低下が業務遂行に支障を来す恐れがある職種が存在することを踏まえ、現場の実情に応じた国とは異なる運用を確立すること。また、個人の体力等に合った働き方が可能となる運用や、これまでの知識や経験を活かした現場の実態に即した多様で柔軟な働き方の制度運用を図ること。
- (8) 再任用・再雇用制度の今後の運用に関わって、業務体制・人員体制に関わって労使協議を行うこと。

[回答]

職員の人員配置や採用については、人材戦略方針を基本に対応し、業務に支障のないよう措置していきたい。

任用替えについては、一方的に実施をするつもりはない。

技能職の人事異動については、これまでと同様の視点に立ち、本人の意向や適性を尊重していきたい。

定年引上げに伴う働き方については、高齢の職員に対する職場の安全衛生を確保するとともに、公務災害を防止するための対策を講じる等取組みを進めていきたい。

再任用制度の今後の運用については、引き続き協議していきたい。

3. 行財政改革の取り組みについて

- (1) 行財政改革の取り組みにあたっては、分権・自治・参加・協働の理念に基づくこと。
- (2) 安易な減量経営による事務事業の整理・縮小、外部委託、人員削減などは行わず、「安心・安全・安定・公正・公平」を担保すること。また、人員配置については、所属での協議経過を踏まえ、計画的な人員採用を行うこと。
- (3) 行財政改革の取り組みに関わっては、事前に協議を行うこと。
- (4) 「民間活力導入ガイドライン」に照らし、業務委託を行っている事業の実態について点検を行い、労使によるサービス水準の検証・評価を行うこと。

[回答]

行財政改革の取り組みについては、労使での議論を基本に取組みを進めていく。また、人材戦略方針に基づき、各職場での議論を踏まえ、計画的な人員採用を行っていきたい。

業務委託の実態については、「モニタリングおよび評価の指針」等に基づく定期・随時のモニタリングの実施及び SLA の締結等によるサービス水準の確保や、関係法令等の遵守の徹底に努めていきたい。

4. 公正労働について

- (1) 労働集約型請負等、労務提供型契約に関わる業者決定ルールの改善を図ること。具体的には、適切な人件費を確保できる積算基準の確立と最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入及び総合評価方式の拡充により、公共サービス水準の維持・向上に向けた労働環境の確保を図ること。

- (2) 入札参加資格について、全ての労働基準の遵守を前提とすること。
- (3) 委託業務について、安全衛生活動を推進し、労働災害が発生した場合は情報収集を図り、指導・監督を行って発注者責任を果たすこと。
- (4) 現在、業務委託を行っている事業について、労使によるサービス水準の検証・評価を行うとともに、自治体における事業内容のチェック体制を確立すること。
- (5) 現在、社会問題となっている、労働関連法規を軽視する悪質企業に代表される過重労働・違法労働の一掃に向け、行政的役割を果たすこと。

[回答]

労務提供型契約のうち、総合評価一般競争入札によるものについては、低入札基準価格制度を導入した落札者決定基準を作成するなど労働環境の確保に向けた運用を行っているところであるが、更なる業者決定ルール改善のため引き続き労務提供型契約検討会等を通じ議論していきたい。

業務委託を行う場合には、委託先に対して適正な労働条件の確保を求めていくことが大切と考えており、国や他の自治体の動向を注視していきたい。

委託業務の労働災害防止について、安全管理、モニタリングに関する指針を平成23年2月に策定し庁内周知を図ってきたところである。

入札参加資格登録時に労働関連法規の順守を求めるとともに、労務提供型の業務委託契約書において、受注業者は、労働基準法、職業安定法その他の関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任を持って労働管理を行うものとする旨の条項を設けており、今後も受注業者が、労働関連法規の遵守を徹底するよう努めていきたい。

5. 賃金等の課題について

- (1) 技能職制度の変更に伴う技能職のキャリア形成に資する資格免許取得促進の制度充実を図ること。
- (2) 中途採用者の賃金を改善すること。また、在職者調整を行うこと。
- (3) 政府が進める現業職賃金への不当な介入には毅然と対応し、削減を行わないこと。また、合意に基づかない賃金公表は行わないこと。
- (4) 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、常勤職員との均等待遇の早期実現を図ること。

[回答]

資格・免許取得の支援については、必要に応じた制度改正を行いながら、持続的な制度構築を図っていきたい。

賃金にかかる要求については、労使で協議していきたい。

会計年度任用職員の給与等勤務労働条件については、今後とも労使協議を基本に対応していきたい。

6. 労働安全衛生の推進について

- (1) 安全衛生の視点に立って職場の環境改善を進めること。

[回答]

職場の環境については、今後も安全衛生の視点に立って改善に努めたい。

- (2) 各事業場安全衛生委員会の事務局体制の充実を図るとともにスタッフ養成を行い、計画的に配置すること。また、衛生管理者の有資格者を計画的に配置すること。

[回答]

各事業場安全衛生委員会の事務局体制の充実については、今後とも推進していきたい。また、衛生管理者等のスタッフについてもその養成を図っているところであり、衛生管理者受験準備講習会の受講及び受験措置を講じているところである。なお、計画的配置の問題については、今後もその努力を重ねていきたい。

- (3) 労働安全衛生に関する研修を充実すること。

[回答]

安全衛生委員会の活動方針等に沿って、研修の充実を図るとともに実施にあたっては事業者の責任において計画的に行っていききたい。

- (4) メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり実施計画」に基づき、実効ある対策を講じること。

[回答]

メンタルヘルス対策については、令和4年4月に改訂した「心の健康づくり実施計画」に基づき、今後も引き続き実施項目の実現に努めていきたい。また、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく取組みを進め、メンタルヘルス不調の未然防止に努めたい。

- (5) 作業に必要な被服や保護具等の支給にあたっては、各所属との協議・交渉の経過を尊重すること。

[回答]

職員の作業安全を確保する上で被服・保護具の支給は重要であり、所属と十分に協議されたい。

- (6) 重大な労働災害が発生した場合は、直ちに労働基準監督署に届けるとともに、臨時の労働安全衛生委員会を開催し、原因究明及び再発防止に努めること。また、共有すべき情報は速やかに示すこと。

[回答]

重大・重傷災害については、これまでも各関係機関に届け出るなど迅速に対処してきたところであるが、臨時の安全衛生委員会の開催や情報の共有化も含め今後とも災害防止に努めたい。

7. 職場の活性化について

- (1) 技能職制度の目的・効能が十分に発現する業務執行体制の構築について、職場協議を尊重すること。
- (2) 質の高い公共サービスの確立、市民ニーズに基づいた政策提言の発信、技能職の裁量を拡大する現業職場の活性化について労使協議を行うこと。
- (3) 技能（現場）職員が持つ技術・技能の継承を目的とした能力開発・人材育成の取り組み及び多様化する市民ニーズに応え得る技術力の確保等へ対応する研修体制の充実と参

加対象の拡大、参加できる体制確保など、人事施策の整備を図ること。

[回答]

技能職制度の実施にあたり、職場の活性化や人材育成の取組み等については、労使での議論を基本に進めていきたい。

8. 法令遵守と環境保全について

- (1) 労働基準法をはじめとする労働関連法規違反を職場から一掃すること。

[回答]

労働基準法をはじめ関連する法規を遵守する立場は、今後とも堅持したい。

- (2) エコスクール（環境学校づくり）を推進し、校内リサイクル化の計画作成・実施を行うこと。

[回答]

循環型社会の構築に向けて、ごみ減量と3Rの推進に取り組んでいく上で子どもを対象にした環境教育の推進が特に重要であると認識しており、現在、小学生対象の環境学習を33校で実施済、今後5校を実施予定である。

また、こども園においても1園実施し、12園の実施を予定している。

- (3) 豊中市の廃棄物減量、適正処理等に関する条例を踏まえ、資源循環・環境保全型の取り組みを率先して行い、廃棄物行政を確立すること。また、資源化物の収集量の増加とリサイクル率向上、具体的施策の実施にあたっては当該労組と協議すること。
- (4) 環境保全を図るため、廃棄物等不法投棄の防止を目的とした、環境監視パトロール要員を配置すること。また、廃棄物のリサイクルの観点から、分別指導の体制整備を図りたい。

[回答]

条例の趣旨を踏まえ、全庁的に雑がみリサイクルに取り組むなど、循環型社会の推進に努めているところである。また、資源化の推進に向けた具体的施策の実施にあたっては労使で協議をしていきたい。

廃棄物の不法投棄防止については、引き続きパトロール要員を配置し、取り組んでいきたい。

ごみの分別指導については、課題のあるごみステーションを重点的に早朝パトロール及び立ち番等での分別啓発活動を実施しているところである。

- (5) 未規制の地下水汲み上げは、自然環境を損なうばかりでなく水道事業にも大きな影響を与えることから適切な基準を設けるとともに、関係団体にも働きかけを行うこと。

[回答]

地下水汲み上げ等の専用水道問題については重要な課題と認識しており、公益社団法人日本水道協会を通じて国に働きかけているところである。

- (6) 食の安全に関わって、豊中市の持ち得た情報は速やかに公表するとともに、安全確保に向けた姿勢を明確にすること。

[回答]

食の安全に関する情報について、緊急を要する場合や市民への注意喚起が必要な場合

は、ホームページでの公表や報道機関を通じ情報提供を行うなど、引き続き、食の安全確保に取り組んでいきたい。

(7) 環境自治体の更なる推進に向け、労使協働による活動の充実を図ること。

[回答]

引き続き、環境自治体推進協議会を開催するなど、労使協議による活動を進めたい。

9. 学校の安全確保と大規模災害時に関する協議について

(1) 学校現場の安全確保について教育委員会と学校に働く職員、保護者がともに今後の対策を考えることができるような体制を創設すること。

[回答]

これまでも学校の安全対策に努めてきたところであり、今後とも安全対策の推進に向け努力していきたい。

(2) 災害時・緊急時におけるライフラインの復旧・維持管理体制の充実について協議すること。また、災害時の職員出動基準や労働条件及び職員派遣について条件整備を行うこと。

[回答]

災害時・緊急時におけるライフラインの復旧・維持管理体制については、地域防災計画に定めているところであるが、体制の充実等課題によっては労使協議を行いたい。災害時の職員出動基準や労働条件及び職員派遣については、今後とも労使協議を行っていききたい。

(3) 豊中市全施設の耐震化計画を明らかにすること。

[回答]

耐震化については、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、地域の避難施設の中核であり、児童生徒が長時間生活する小中学校施設を優先して計画的に耐震改修を進め、平成29年度末に一定規模以上の建築物について耐震化率100%を達成し、その他の市有施設についても、令和2年度末に耐震化率100%を達成した。今後も引き続き適正な維持・管理を推進するとともに、非構造部材の特定天井について、計画的に耐震化を図る。また、利用予定のある小規模な建築物については、耐震性能が不足している建築物の計画的な耐震化について検討する。

(4) 豊中市の給食のあり方について、労使協議を行うこと。

[回答]

学校給食のあり方については、事前の情報提供に努めるとともに、勤務労働条件については労使で協議していきたい。

10. 上下水道に関わる要求について

(1) 市町村水道事業広域化及び「大阪府広域水道企業団」にかかる動きがあるときは、当該労組へ速やかに情報を開示し、協議を行うこと。

[回答]

これまでも関連情報については提供をしてきたところであるが、引き続き必要な情報

については速やかに提供を行いたい。

- (2) 大阪府流域下水道の一元化の動きに関しては、猪名川流域下水道処理場の経過を踏まえ、当該市町村の意向を尊重するよう両府県当局に要請すること。

[回答]

流域下水道の一元化については、猪名川流域関連各市町の意見を反映できるよう努めたい。

- (3) 豊中市の下水道計画を総点検し、集中豪雨対策等必要な事業を推進すること。

[回答]

下水道事業の推進については、普及・整備に努めてきたところであり、今後とも引き続き住民の協力を得ながら推進していきたい。なお近年頻発する突発的な集中豪雨による浸水対策としては、過去の浸水履歴や浸水シミュレーションを活用し、既設管路の改良や貯留施設等の建設を中心とする対策を講じているところである。

- (4) 下水道施設や自然環境に悪影響を及ぼすディスポーザーの使用に関する適切な基準を設けること。

[回答]

単体ディスポーザーについては、管渠の通水能力に負荷を与えることから、「豊中市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」にて基準を設置しており、広報等で使用しないよう指導・要請を行っているところである。今後も、国及び関係自治体の方針及び動向を注視していきたい。

11. 自治体事業に必要な財源を確保すること。併せて、技能職場の質的向上とサービス向上のための予算を拡充すること。

[回答]

国の制度変更に伴う地方への負担転嫁に反対するとともに、「地方分権」の確立に伴う地方自治体の権限と責任の拡大及びこれに見合う地方税財源の充実強化を国に働きかけていきたい。

以 上